

静岡県第4次地震被害想定（第2次報告書）より
レベル1 災害廃棄物等発生量

3 災害廃棄物等発生量

被害が最大となる冬夕発災時の災害廃棄物等発生量は次のとおりである。

表XII-2.8 災害廃棄物等発生量（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

市町名	災害廃棄物等発生量(千トン)			災害廃棄物等発生量(千m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
県計	29,995	791 ~ 1,680	30,786 ~ 31,675	26,904	719 ~ 1,151	27,623 ~ 28,054
黄 南	23	38 ~ 80	61 ~ 104	22	34 ~ 55	56 ~ 77
東伊豆町	3	4 ~ 8	7 ~ 11	3	4 ~ 6	6 ~ 8
河津町	8	3 ~ 5	10 ~ 13	7	2 ~ 4	10 ~ 11
南伊豆町	10	23 ~ 49	33 ~ 59	10	21 ~ 34	31 ~ 43
松崎町	33	23 ~ 43	56 ~ 84	34	21 ~ 33	54 ~ 67
西伊豆町	52	33 ~ 71	85 ~ 123	50	30 ~ 49	80 ~ 99
(小計)	131	124 ~ 263	255 ~ 394	129	112 ~ 160	238 ~ 305
沼津市	217	74 ~ 156	291 ~ 373	201	67 ~ 107	267 ~ 308
熱海市	7	4 ~ 8	11 ~ 15	7	3 ~ 5	10 ~ 12
三島市	32	-	32	28	-	28
富士宮市	148	-	148	135	-	135
伊東市	21	5 ~ 10	25 ~ 31	19	4 ~ 7	24 ~ 26
富士市	245	8 ~ 16	252 ~ 261	221	7 ~ 11	228 ~ 232
御殿場市	44	-	44	37	-	37
裾野市	23	-	23	20	-	20
伊豆市	44	21 ~ 45	65 ~ 89	41	19 ~ 31	60 ~ 72
伊豆の国市	21	-	21	20	-	20
函南町	8	-	8	7	-	7
清水町	11	-	11	10	-	10
長泉町	12	-	12	10	-	10
小山市	5	-	5	5	-	5
(小計)	839	111 ~ 235	950 ~ 1,074	760	101 ~ 161	861 ~ 922
静岡市葵区	3,298	-	3,298	2,987	-	2,987
静岡市駿河区	2,663	14 ~ 30	2,677 ~ 2,693	2,408	13 ~ 20	2,421 ~ 2,428
静岡市清水区	2,861	66 ~ 140	2,927 ~ 3,001	2,617	60 ~ 96	2,677 ~ 2,713
島田市	1,004	-	1,004	903	-	903
焼津市	1,861	41 ~ 86	1,901 ~ 1,947	1,695	37 ~ 59	1,732 ~ 1,754
藤枝市	2,260	-	2,260	2,013	-	2,013
牧之原市	541	58 ~ 123	599 ~ 664	488	53 ~ 84	540 ~ 572
吉田町	269	6 ~ 13	275 ~ 282	238	6 ~ 9	243 ~ 247
川根本町	11	-	11	10	-	10
(小計)	14,769	185 ~ 392	14,953 ~ 15,161	13,360	168 ~ 268	13,528 ~ 13,628
浜松市中区	3,003	0 ~ 0	3,003 ~ 3,003	2,675	0 ~ 0	2,675 ~ 2,675
浜松市東区	1,069	-	1,069	945	-	945
浜松市西区	1,171	75 ~ 159	1,245 ~ 1,329	1,045	68 ~ 109	1,113 ~ 1,154
浜松市南区	1,347	53 ~ 113	1,400 ~ 1,460	1,185	48 ~ 78	1,233 ~ 1,262
浜松市北区	255	48 ~ 101	303 ~ 356	228	43 ~ 69	272 ~ 298
浜松市浜北区	295	-	295	260	-	260
浜松市天竜区	39	-	39	37	-	37
磐田市	2,152	36 ~ 78	2,188 ~ 2,230	1,923	33 ~ 53	1,956 ~ 1,976
掛川市	1,728	15 ~ 32	1,743 ~ 1,760	1,537	14 ~ 22	1,551 ~ 1,559
袋井市	1,703	9 ~ 20	1,712 ~ 1,723	1,492	9 ~ 14	1,501 ~ 1,506
湖西市	545	60 ~ 126	604 ~ 671	487	54 ~ 87	541 ~ 573
御前崎市	258	76 ~ 161	333 ~ 418	230	69 ~ 110	299 ~ 340
菊川市	443	-	443	386	-	386
森町	250	-	250	227	-	227
(小計)	14,256	372 ~ 790	14,628 ~ 15,046	12,658	338 ~ 541	12,996 ~ 13,199
西 部						

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※「-」：被害なし

静岡県第4次地震被害想定（第2次報告書）より
レベル2 災害廃棄物発生量

表 XII-2.11 災害廃棄物等発生量（南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース、津波：ケース①）

市町名	災害廃棄物等発生量(千トン)			災害廃棄物等発生量(千m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
県計	34,525	4,347 ~ 9,231	38,872 ~ 43,756	31,069	3,952 ~ 6,323	35,020 ~ 37,391
賀茂						
下田市	376	133 ~ 282	509 ~ 658	346	121 ~ 193	467 ~ 539
東伊豆町	59	19 ~ 40	78 ~ 99	54	17 ~ 28	72 ~ 82
河津町	52	19 ~ 40	71 ~ 92	49	17 ~ 28	66 ~ 76
南伊豆町	135	89 ~ 190	224 ~ 325	128	81 ~ 130	209 ~ 258
松崎町	188	50 ~ 107	238 ~ 295	187	46 ~ 73	233 ~ 260
西伊豆町	279	68 ~ 144	347 ~ 423	262	62 ~ 99	323 ~ 360
(小計)	1,069	278 ~ 602	1,447 ~ 1,972	996	244 ~ 550	1,240 ~ 1,546
東部						
沼津市	617	204 ~ 433	820 ~ 1,049	567	185 ~ 296	752 ~ 863
熱海市	16	13 ~ 27	29 ~ 43	15	11 ~ 18	26 ~ 33
三島市	50	-	50	43	-	43
富士宮市	406	-	406	374	-	374
伊東市	58	20 ~ 43	78 ~ 101	54	19 ~ 30	73 ~ 84
富士市	662	58 ~ 122	719 ~ 784	603	52 ~ 84	655 ~ 687
御殿場市	97	-	97	82	-	82
裾野市	32	-	32	28	-	28
伊豆市	151	33 ~ 70	184 ~ 221	139	30 ~ 48	169 ~ 187
伊豆の国市	37	-	37	33	-	33
函南町	11	-	11	10	-	10
清水町	15	-	15	14	-	14
長泉町	24	-	24	21	-	21
小山町	12	-	12	10	-	10
(小計)	2,186	327 ~ 695	2,513 ~ 2,881	1,994	298 ~ 476	2,291 ~ 2,470
中部						
静岡市葵区	1,977	-	1,977	1,797	-	1,797
静岡市駿河区	1,772	107 ~ 227	1,879 ~ 1,999	1,608	97 ~ 155	1,705 ~ 1,763
静岡市清水区	4,121	363 ~ 770	4,483 ~ 4,890	3,769	330 ~ 527	4,099 ~ 4,296
島田市	894	-	894	809	-	809
焼津市	915	377 ~ 801	1,292 ~ 1,715	838	343 ~ 548	1,180 ~ 1,386
藤枝市	999	-	999	889	-	889
牧之原市	1,230	298 ~ 633	1,528 ~ 1,863	1,110	271 ~ 433	1,381 ~ 1,543
吉田町	416	178 ~ 379	595 ~ 795	374	162 ~ 259	536 ~ 633
川根本町	14	-	14	13	-	13
(小計)	12,339	1,322 ~ 2,808	13,662 ~ 15,147	11,207	1,202 ~ 1,923	12,409 ~ 13,130
西部						
浜松市中区	2,695	50 ~ 106	2,745 ~ 2,801	2,421	45 ~ 73	2,466 ~ 2,493
浜松市東区	1,310	0 ~ 0	1,310 ~ 1,310	1,155	0 ~ 0	1,155 ~ 1,155
浜松市西区	1,779	410 ~ 872	2,189 ~ 2,650	1,602	373 ~ 597	1,975 ~ 2,199
浜松市南区	1,226	642 ~ 1,363	1,868 ~ 2,589	1,085	583 ~ 933	1,669 ~ 2,019
浜松市北区	569	53 ~ 112	622 ~ 681	514	48 ~ 77	562 ~ 591
浜松市浜北区	505	-	505	442	-	442
浜松市天竜区	66	-	66	62	-	62
磐田市	2,384	442 ~ 938	2,825 ~ 3,322	2,125	401 ~ 642	2,527 ~ 2,768
掛川市	2,463	152 ~ 322	2,614 ~ 2,785	2,201	138 ~ 221	2,339 ~ 2,422
袋井市	1,954	67 ~ 141	2,021 ~ 2,095	1,714	60 ~ 97	1,774 ~ 1,810
湖西市	1,638	233 ~ 496	1,871 ~ 2,134	1,461	212 ~ 339	1,673 ~ 1,801
御前崎市	777	269 ~ 571	1,046 ~ 1,348	704	244 ~ 391	948 ~ 1,095
菊川市	1,150	2 ~ 4	1,152 ~ 1,155	1,009	2 ~ 3	1,011 ~ 1,012
森町	416	-	416	377	-	377
(小計)	18,931	2,319 ~ 4,924	21,250 ~ 23,856	16,872	2,108 ~ 3,373	18,980 ~ 20,245

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※「-」：被害なし

静岡県第4次地震被害想定（第2次報告書）より

レベル1 避難者数

V-2. 避難者、避難者対応分析の想定結果

避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）の想定結果を次ページ以降に示す。なお、この避難者数は常住人口を対象としたものであり、避難所を中心とした様々な対応が必要となる。

一方、県内・県外からの観光・ビジネス目的の観光・出張客も数日間程度は一時的に対応が必要となる帰宅困難者となる。ここでは帰宅困難にもなる観光・出張客数の推定値も併せて示す（年間値を単純に1日平均に換算したものであり、ピーク時にはより多くの観光客がいる場合があり、あくまでも参考値として取り扱う）。

表V-2.1 避難者数
(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

市町名	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
県計	834,248	502,423	331,825	1,222,164	614,168	607,996	837,162	251,149	586,013
賀茂									
下田市	3,263	2,131	1,132	4,119	2,231	1,888	739	222	518
東伊豆町	181	115	66	878	441	437	92	28	65
河津町	274	169	105	1,668	840	828	915	274	640
南伊豆町	772	500	272	1,531	801	730	236	71	165
松崎町	3,057	1,993	1,064	2,093	1,307	786	1,321	396	925
西伊豆町	4,348	2,849	1,500	2,654	1,730	924	1,765	530	1,236
(小計)	11,855	7,759	4,139	12,942	7,350	5,593	5,069	1,521	3,548
東部									
沼津市	14,829	9,404	5,425	31,140	16,038	15,102	7,512	2,254	5,259
熱海市	393	239	154	1,552	777	775	344	103	240
三島市	1,409	846	564	15,191	7,595	7,595	1,409	423	986
富士宮市	5,648	3,389	2,259	16,231	8,115	8,115	5,648	1,694	3,954
伊東市	836	510	326	7,203	3,607	3,596	711	213	498
富士市	9,523	5,716	3,807	38,661	19,332	19,329	9,495	2,848	6,646
御殿場市	1,487	892	595	5,412	2,706	2,706	1,487	446	1,041
裾野市	851	511	340	4,433	2,216	2,216	851	255	596
伊豆市	2,314	1,477	838	5,165	2,662	2,503	1,036	311	725
伊豆の国市	786	472	314	9,096	4,548	4,548	3,528	1,058	2,469
函南町	352	211	141	6,233	3,116	3,116	1,777	533	1,244
清水町	570	342	228	5,036	2,518	2,518	1,434	430	1,004
長泉町	553	332	221	3,592	1,796	1,796	553	166	387
小山町	276	165	110	1,718	859	859	276	83	193
(小計)	39,828	24,505	15,323	150,662	75,886	74,776	36,062	10,819	25,243
中部									
静岡市葵区	99,095	59,457	39,638	121,903	60,952	60,952	99,095	29,729	69,367
静岡市駿河区	83,918	50,363	33,555	102,921	51,497	51,425	83,805	25,141	58,663
静岡市清水区	82,666	49,877	32,788	106,466	53,950	52,516	79,839	23,952	55,887
島田市	23,044	13,827	9,218	35,043	17,522	17,522	23,044	6,913	16,131
焼津市	55,717	33,594	22,123	68,697	34,819	33,878	54,193	16,258	37,935
藤枝市	48,523	29,114	19,409	64,536	32,268	32,268	49,017	14,705	34,312
牧之原市	14,494	8,812	5,682	18,928	9,732	9,196	13,273	3,982	9,291
吉田町	6,480	3,890	2,591	10,677	5,342	5,335	7,253	2,176	5,077
川根本町	267	160	107	1,425	713	713	813	244	569
(小計)	414,204	249,093	165,110	530,597	266,793	263,804	410,332	123,100	287,233
西部									
浜松市中区	87,396	52,437	34,958	112,650	56,325	56,325	87,396	26,219	61,177
浜松市東区	29,420	17,652	11,768	45,567	22,783	22,783	29,420	8,826	20,594
浜松市西区	32,924	19,779	13,144	48,195	24,161	24,034	35,661	10,698	24,963
浜松市南区	35,635	21,383	14,252	49,064	24,537	24,526	39,293	11,788	27,505
浜松市北区	7,163	4,313	2,850	18,891	9,464	9,427	6,949	2,085	4,864
浜松市浜北区	9,078	5,447	3,631	20,271	10,136	10,136	9,078	2,723	6,355
浜松市天竜区	1,259	755	503	4,845	2,423	2,423	1,259	378	881
磐田市	58,189	34,918	23,271	79,037	39,531	39,506	65,638	19,691	45,946
掛川市	33,787	20,272	13,515	47,026	23,513	23,513	35,365	10,609	24,755
袋井市	38,895	23,337	15,558	46,642	23,321	23,321	39,875	11,962	27,912
湖西市	13,775	8,285	5,490	20,816	10,449	10,367	13,545	4,063	9,481
御前崎市	5,913	3,557	2,356	10,648	5,340	5,308	6,300	1,890	4,410
菊川市	10,167	6,100	4,067	16,813	8,407	8,407	10,961	3,288	7,672
森町	4,720	2,832	1,888	7,497	3,748	3,748	4,962	1,489	3,473
(小計)	368,321	221,068	147,253	527,962	264,139	263,824	385,699	115,710	269,989

* 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

静岡県第4次地震被害想定（第2次報告書）より
レベル2 避難者数

表V-2.10 避難者数
(南海トラフ巨大地震（地震動：東側ケース、津波：ケース①）)

市町名	1日後			1週間後			1ヶ月後			
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	
県計	1,077,158	663,590	413,568	1,312,314	702,747	609,567	1,059,167	317,750	741,417	
賀茂	下田市	12,213	7,840	4,373	9,039	5,630	3,409	6,541	1,962	4,579
	東伊豆町	2,295	1,466	829	2,090	1,124	965	1,056	317	739
	河津町	2,440	1,572	867	2,326	1,352	974	3,271	981	2,290
	南伊豆町	4,604	2,961	1,642	3,351	2,096	1,255	2,357	707	1,650
	松崎町	5,493	3,505	1,928	4,068	2,775	1,293	3,306	1,106	2,200
	西伊豆町	7,462	4,826	2,636	5,689	4,102	1,588	5,904	1,771	4,133
	(小計)	34,448	22,171	12,276	26,303	17,079	9,424	23,117	6,933	16,182
東部	沼津市	49,679	32,007	17,672	43,703	24,703	19,000	19,932	5,980	13,953
	熱海市	1,189	749	440	2,601	1,314	1,286	661	198	463
	三島市	2,076	1,246	831	16,366	8,183	8,183	2,076	623	1,454
	富士宮市	13,078	7,847	5,231	24,512	12,256	12,256	13,078	3,923	9,154
	伊東市	2,912	1,830	1,081	8,530	4,325	4,205	1,690	507	1,183
	富士市	23,465	14,144	9,321	53,168	26,666	26,502	22,577	6,773	15,804
	御殿場市	3,210	1,926	1,284	7,989	3,994	3,994	3,210	963	2,247
	裾野市	1,237	742	495	4,659	2,329	2,329	1,237	371	866
	伊豆市	4,296	2,692	1,605	6,931	3,604	3,327	2,723	817	1,906
	伊豆の国市	1,222	733	489	9,678	4,839	4,839	11,989	3,597	8,392
	函南町	447	268	179	6,372	3,186	3,186	5,658	1,697	3,960
	清水町	776	465	310	5,227	2,613	2,613	3,827	1,148	2,679
	長泉町	1,002	601	401	4,366	2,183	2,183	1,002	301	701
	小山町	506	304	202	2,406	1,203	1,203	506	152	354
(小計)	105,095	65,555	39,540	196,506	101,398	95,107	90,167	27,050	63,117	
中部	静岡市葵区	62,105	37,263	24,842	87,998	43,999	43,999	62,105	18,632	43,474
	静岡市駿河区	66,149	40,429	25,720	79,606	41,461	38,145	58,080	17,424	40,656
	静岡市清水区	130,825	80,851	49,974	133,441	74,333	59,108	111,374	33,412	77,962
	島田市	21,114	12,669	8,446	33,101	16,550	16,550	21,114	6,334	14,780
	焼津市	55,451	35,425	20,026	46,543	27,472	19,071	29,871	8,961	20,910
	藤枝市	23,455	14,073	9,382	41,952	20,976	20,976	23,455	7,036	16,418
	牧之原市	36,844	23,422	13,422	33,099	21,880	11,219	41,083	12,325	28,758
	吉田町	18,660	12,045	6,615	13,823	9,273	4,550	13,765	4,130	9,636
	川根本町	320	192	128	1,600	800	800	2,747	824	1,923
	(小計)	414,924	256,369	158,555	471,163	256,744	214,419	363,594	109,078	254,516
西部	浜松市中区	83,256	50,319	32,937	105,592	53,766	51,826	87,850	26,355	61,495
	浜松市東区	35,170	21,103	14,068	50,832	25,417	25,415	43,432	13,030	30,402
	浜松市西区	65,363	41,040	24,323	62,507	37,266	25,242	65,537	19,661	45,876
	浜松市南区	55,922	35,714	20,209	47,732	29,909	17,823	50,922	15,277	35,646
	浜松市北区	14,967	8,998	5,968	26,617	13,340	13,278	14,735	4,420	10,314
	浜松市浜北区	14,270	8,562	5,708	25,678	12,839	12,839	14,270	4,281	9,989
	浜松市天竜区	1,927	1,156	771	5,834	2,917	2,917	1,927	578	1,349
	磐田市	69,005	41,959	27,046	83,890	43,605	40,285	93,421	28,026	65,395
	掛川市	48,407	29,069	19,338	59,417	29,784	29,634	56,485	16,945	39,539
	袋井市	43,703	26,240	17,463	50,579	25,354	25,225	48,610	14,583	34,027
	湖西市	41,118	25,425	15,694	40,474	23,281	17,193	38,518	11,555	26,962
	御前崎市	17,368	10,582	6,786	19,786	10,445	9,340	23,261	6,978	16,282
	菊川市	24,823	14,894	9,929	29,336	14,670	14,666	32,277	9,683	22,594
	森町	7,394	4,436	2,958	9,867	4,934	4,934	11,046	3,314	7,732
(小計)	522,693	319,496	203,197	618,142	327,526	290,616	582,290	174,687	407,603	

*四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

静岡県第4次地震被害想定関連資料 町丁データ(第1次報告(平成25年6月)の想定結果)
東海・東南海・南海地震 レベル1

市区町 コード	市区町名	町丁字名	震度区別の面積(単位:km ²)							浸水面積(単位:km ²)				
			震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上	
306	西伊豆町	宇久須	0.00	0.00	3.39	0.12	0.00	0.00	0.32	0.21	0.09	0.01	0.00	
306	西伊豆町	安良里	0.00	0.00	0.37	0.52	0.00	0.00	0.12	0.08	0.02	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子	0.00	0.00	0.63	2.04	0.00	0.00	0.18	0.14	0.09	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科	0.00	0.18	2.25	0.38	0.00	0.00	0.44	0.18	0.07	0.00	0.00	
306	西伊豆町	中	0.00	0.00	1.94	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	一色	0.00	0.00	1.48	12.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	大沢里白川	0.00	0.00	0.00	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	大沢里禰宜ノ畑	0.00	0.00	0.07	1.57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須月原	0.00	0.00	1.14	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	大沢里	0.00	0.00	7.21	28.29	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子浦東	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	安良里浦上	0.00	0.00	1.39	1.52	0.00	0.00	0.02	0.02	0.01	0.00	0.00	
306	西伊豆町	安良里天坂	0.00	0.00	0.06	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	安良里浜川西	0.00	0.00	1.67	1.41	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	安良里浜川東	0.00	0.00	0.08	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須下月原	0.00	0.00	2.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須芝	0.00	0.00	1.29	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須神田	0.00	0.00	10.68	0.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須大久須	0.00	0.00	2.88	7.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須浜	0.00	0.00	2.18	0.03	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科大浜	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科沢田	0.00	0.00	0.62	0.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科築地	0.00	0.00	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科浜	0.00	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科浮島	0.00	0.00	0.02	0.32	0.00	0.00	0.02	0.02	0.01	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科野畑	0.00	0.00	0.34	0.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子月東	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子川向	0.00	0.00	0.00	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子大田子	0.00	0.00	0.95	2.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子道西	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		合計							1.12	0.66	0.29	0.01	0.00	

静岡県第4次地震被害想定関連資料 町丁データ(第1次報告(平成25年6月)の想定結果)
南海トラフ巨大地震(東側ケース) レベル2

市区町 コード	市区町名	町丁名	震度区分別の面積(単位:km ²)							浸水面積(単位:km ²)				
			震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上	
306	西伊豆町	宇久須	0.00	1.10	2.40	0.00	0.00	0.00	0.68	0.63	0.57	0.25	0.02	
306	西伊豆町	安良里	0.00	0.02	0.88	0.00	0.00	0.00	0.21	0.20	0.17	0.06	0.00	
306	西伊豆町	田子	0.00	0.14	2.53	0.00	0.00	0.00	0.31	0.29	0.27	0.17	0.00	
306	西伊豆町	仁科	0.00	0.49	2.33	0.00	0.00	0.00	0.94	0.90	0.84	0.29	0.01	
306	西伊豆町	中	0.00	0.11	1.85	0.00	0.00	0.00	0.10	0.08	0.07	0.00	0.00	
306	西伊豆町	一色	0.00	0.01	13.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	大沢里白川	0.00	0.00	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	大沢里禰宜ノ畑	0.00	0.00	1.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須月原	0.00	0.05	1.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	大沢里	0.00	2.70	32.79	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子漣真	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	安良里浦上	0.00	0.18	2.74	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.02	0.01	0.00	
306	西伊豆町	安良里天坂	0.00	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	安良里浜川西	0.00	0.01	3.08	0.00	0.00	0.00	0.02	0.01	0.01	0.01	0.00	
306	西伊豆町	安良里浜川東	0.00	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須下月原	0.00	0.20	2.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須芝	0.00	0.02	1.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須神田	0.00	2.13	9.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須大久須	0.00	0.03	10.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	宇久須浜	0.00	1.18	1.04	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	
306	西伊豆町	仁科大浜	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科沢田	0.00	0.00	1.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科築地	0.00	0.04	0.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科浜	0.00	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	仁科浮島	0.00	0.00	0.35	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03	0.02	0.00	
306	西伊豆町	仁科野畑	0.00	0.00	0.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子月東	0.00	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子川向	0.00	0.00	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子大田子	0.00	0.00	2.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
306	西伊豆町	田子道西	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		合計							2.33	2.18	1.99	0.82	0.03	

静岡県第4次地震被害想定関連資料 町丁データ(第1次報告(平成25年6月)の想定結果)
東海・東南海・南海地震 レベル1

市区町 コード	市区町名	町丁字名	全壊棟数						半壊棟数						
			揺れ	液状化	人工造成地	津波	山産崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山産崩れ	合計
306	西伊豆町	字久須	4	12	0	153	10	0	179	51	25	0	282	23	381
306	西伊豆町	安良里	1	1	0	53	6	0	61	20	2	0	208	14	243
306	西伊豆町	田子	2	3	0	186	12	0	203	39	7	0	207	28	281
306	西伊豆町	仁科	40	44	0	40	14	0	139	179	122	0	257	34	591
306	西伊豆町	中	1	0	0	0	5	0	7	16	1	0	13	30	
306	西伊豆町	一色	0	0	0	0	10	0	10	5	0	0	22	28	
306	西伊豆町	大沢里白川	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	3	
306	西伊豆町	大沢里禰宜ノ畑	0	0	0	0	2	0	2	4	0	0	6	10	
306	西伊豆町	字久須月原	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	2	
306	西伊豆町	大沢里	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
306	西伊豆町	田子道真	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		合計							604					1,570	

南海トラフ巨大地震(東側ケース) レベル2

市区町 コード	市区町名	町丁字名	全壊棟数						半壊棟数						
			揺れ	液状化	人工造成地	津波	山産崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山産崩れ	合計
306	西伊豆町	字久須	70	13	0	639	12	0	734	92	4	0	7	28	131
306	西伊豆町	安良里	24	1	0	389	9	0	423	63	1	0	51	21	135
306	西伊豆町	田子	55	4	0	555	37	0	652	175	2	0	66	87	330
306	西伊豆町	仁科	82	45	0	958	17	0	1102	93	15	0	63	40	210
306	西伊豆町	中	8	0	0	4	6	0	18	38	1	0	4	13	56
306	西伊豆町	一色	4	0	0	0	15	0	19	27	0	0	0	35	63
306	西伊豆町	大沢里白川	1	0	0	0	1	0	2	8	0	0	0	3	11
306	西伊豆町	大沢里禰宜ノ畑	2	0	0	0	4	0	7	24	0	0	0	10	34
306	西伊豆町	字久須月原	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	2
306	西伊豆町	大沢里	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	3
306	西伊豆町	田子道真	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計							2,958					974	

災害対策に関する協定等の締結状況一覧

	No	相手先自治体名	協定等の名称	協定等の概要	調印
公共機関	1	長野県富士見町	災害時における相互応援協定	被災者の救出、医療、防疫等その他応急復旧等に必要な資材・器材および物資の提供、生活必需物資およびこれらの補給に必要な資材・器材、救助活動に必要な車両、救助および応急復旧に必要な職員等の派遣等による応援協定	H7. 6. 30
	2	静岡県長泉町			H25. 4. 3
	3	山梨県市川三郷町			H27. 4. 19
	4	東京都多摩市			H27. 4. 19
	5	静岡県20市町・神奈川県10市町・山梨県8市町村(沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・富士市・御殿場市・下田市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・東伊豆町・河津町・松崎町・西伊豆町・函南町・清水町・長泉町・小山町。(山梨県)富士吉田市・身延町・道志町・西桂町・忍野町・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町。(神奈川県)小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町)	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、被災者を一時受入れるための施設の提供、応急対策及び復旧活動に必要な職員等の派遣等における応援協定	H20. 4. 1
	6	静岡県東部18市町(沼津市・熱海市・三島市・伊東市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・函南町・清水町・長泉町・小山町)	災害時における相互応援協定	被災者を一時受入れるための施設の提供、応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあわせん及び提供、生活必需物資、応急措置及び応急復旧に必要な職員等の派遣等における応援協定	H17. 4. 1
	7	国土交通省中部地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合に必要な情報を交換し、現地情報連絡員(リエゾン)の派遣を行い、適切な災害対処に資する。	H23. 3. 25
	8	静岡県市町、消防組合	静岡県消防相互応援協定	災害による被害を最小限に防止するための消防団相互応援をする。資機材の調達、応援隊の派遣	H9. 3. 25
	9	下田消防本部・下田消防団、河津町消防団・南伊豆町消防団・松崎町消防団	消防活動に関する協定	消防関係法令に定めるもの他、消防機関の相互協力体制を確立し、災害等に対する消防活動を実施する	H25. 8. 1
	10	静岡県測量設計業協会	災害時における測量設計等業務委託に関する協定	災害が発生又は、その恐れがある場合の測量、設計、良いうち測量及び幼稚調査業務を実施する	H26. 8. 4
	11	静岡県行政書士会	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	被災者支援のために必要な行政書士業務を円滑に遂行するための協定	H27. 3. 25
物資	12	伊豆太陽農協協同組合	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	米、インスタントラーメン、醤油、砂糖、衣類、洗剤、ジャンパー、ガソリン、軽油、灯油	H8. 3. 8
	13	長谷川商店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	調味料(塩、醤油、味噌、砂糖、缶詰、日用品(トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ごみ袋、ポリ袋、洗剤)	H8. 3. 15
	14	原田電器店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	電池、懐中電灯	H8. 3. 16
	15	株式会社 セイジョー	災害時における、生活物資及びその他応急措置に必要な物資の供給等支援に関する協定	災害時の住民生活の早期安定を図るため、災害時緊急対策物資として、可能な範囲内において生活必需品、食料品の無償提供	H25. 1. 31

区分	N o	相手先自治体名	協定等の名称	協定等の概要	調印
燃料	16	静岡県プロパンガス協会	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	L Pガス及びガス供給機器	H12. 12. 25
	17	伊豆太陽農業協同組合	緊急発電に必要な燃料の供給に関する協定	燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油）供給	H18. 1. 10
	18	丸宇興業(株)	緊急発電に必要な燃料の供給に関する協定	燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油）供給	H17. 11. 1
建設、 漁業	19	西伊豆建設組合	災害時における応急対策業務に関する協定	災害が発生した場合に、円滑な町民の救助活動及び災害復旧活動に資する応急対策業務の実施に関する協定	H17. 8. 31
	20	賀茂地区建設業組合	災害時における応急対策業務に関する協定	災害が発生した場合に、円滑な町民の救助活動及び災害復旧活動に資する応急対策業務の実施に関する協定	H17. 8. 31
	21	古川組静岡支店	災害時における応急対策業務に関する協定	災害が発生した場合に、円滑な町民の救助活動及び災害復旧活動に資する応急対策業務の実施に関する協定	H18. 8. 1
	22	西伊豆町管工事工業組合	西伊豆町水道災害等における応援に関する協定	応急給水活動、応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供	H17. 9. 1
	23	静岡県、伊豆漁業協同組合 安良里支所	漁船による緊急輸送活動に関する協定	被災者の輸送活動、災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動	H9. 7. 10
	24	東京電力㈱沼津支店	大規模自然災害時等の災害復旧に係わる車両・資機材置場の用地使用に関する協定	大規模自然災害等が発生した場合、電力の早期復旧を図る必要な資機材・車両等の置場とする。使用場所 旧安良里小学校跡地、賀茂幼稚園	H23. 4. 28
	25	静岡県超短波漁業無線海難救助活動組織	水産多面的機能発揮対策に係る協定書	超短波漁業無線を活用した静岡県沿岸における海難（津波）救助体制	H26. 3. 3
福祉施設	26	社会福祉法人 秀生会	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	避難施設として、ヒューマンヴィラ伊豆を使用する	H12. 10. 2
	27	社会福祉法人 粹友会	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	避難施設として、太陽の里を使用する	H14. 10. 1
病院	28	賀茂医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	地域防災計画に基づく医療救護活動の実施、災害現場等の救護所、避難所及び救護病院等の医師、看護師等の派遣	H11. 12. 27
	29	西伊豆病院、下田メディカルセンター、熱川温泉病院、伊豆東部総合病院	災害時の救護病院指定に関する覚書	医療救護病院の開設、医療救護活動の円滑な実施	H14. 1. 29
ホテル	30	堂ヶ島温泉旅館組合	災害時避難所施設使用に関する協定	災害時に緊急避難を要する場合、避難所として使用する。堂ヶ島ニュー銀水、堂ヶ島ホテル天遊、堂ヶ島温泉ホテル、海辺のかくれ湯 清流、西伊豆クリスタルビューホテルの5施設	H24. 5. 30
郵便	31	田子郵便局	災害支援協力に関する覚書	郵便、貯金、保険の事務取扱及び援護対策、郵便集積場所等としての提供、被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置	H10. 3. 27

一般廃棄物処理に関する災害時等の 相互援助に関する協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 施設又は業務の提供又はあっせん
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等
- (3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん
- (4) 前3号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項

5 この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受諾し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等で構成される区域をいう。

(適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章 援助の手続

(援助要請)

第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県（以下「県」という。）に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由
 - (2) 援助を要する場所及び期間
 - (3) 必要とする施設又は業務内容
 - (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
 - (5) 必要とする人員
 - (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (7) 連絡責任者
 - (8) その他必要な事項
- (県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講ずることができる。

(受託)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(実施)

第7条 受託市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

- 2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託市町村と十分協議するものとする。
- 3 援助が終了したときは、要請市町村及び受託市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。
- 4 要請市町村は、受託市町村が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 協力要請

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第4章 その他

(情報の交換等)

第11条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あつせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書100通を作成し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

別表

圏域名	構 成 市 町 村 等
南伊豆	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 南豆衛生プラント組合 東河環境センター 西豆衛生プラント組合
駿豆	沼津市 御殿場市 裾野市 小山町 長泉町 清水町 御殿場市・小山町広域行政組合 裾野長泉清掃施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 菰山町 伊豆長岡町 大仁町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南部広域行政組合 土肥町戸田村衛生施設組合
富士	富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 庵原郡環境衛生組合
志太榛原	藤枝市 焼津市 岡部町 大井川町 志太広域事務組合 島田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 榛原町 吉田町 島田市・北榛原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 島田・榛原地区広域市町村圏組合 吉田町榛原町広域施設組合
中東遠	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 大東町 大須賀町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生施設組合 大東町大須賀町衛生施設組合 磐田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町 竜洋町 豊岡村 中遠地区広域市町村圏事務組合 磐南行政組合 袋井市森町浅羽町広域行政組合
西北遠	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 春野町 佐久間町 龍山村 湖西市 新居町 舞阪町 雄踏町 細江町 引佐町 三ヶ日町 北遠地区広域市町村圏事務組合 引佐郡広域施設組合 湖西市・新居町広域施設組合 湖東環境衛生施設組合

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等広域的な対応が必要となる大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、静岡県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等についての協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊又は焼失した建築物等の解体及び撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害により緊急に処理する必要が生じる廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域が属する市町又は一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、事後において速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力要請の内容
- (3) その他必要な事項

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した際に乙の協力を得るために必要な場合には、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、第3条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の規定による要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び当該処理等により生じた損害の補償については、乙と当該処理等に係る被災市町等で協議する。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県県民部環境局廃棄物リサイクル室、乙においては社団法人静岡県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な機材の確保可能台数等の状況を毎年5月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、乙に随時報告を求めることができるものとする。

(他被災都道府県への応援)

第11条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(協議)

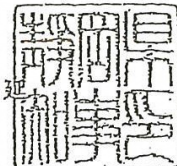
第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月14日

甲 静岡市葵区追手町9-6
静岡県知事

石川 嘉延



乙 静岡市葵区追手町9-6
社団法人静岡県産業廃棄物協会
会長

土屋 昭



災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と日本環境保全協会静岡県連合会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請手続）

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議等）

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（経費負担）

第4条 支援協力は、原則として無償で行うものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室、乙においては日本環境保全協会静岡県連合会事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月31日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延



(乙) 日本環境保全協会静岡県連合会
会長 服部和彦



災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥等（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請手続）

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

（被災市町村との協議等）

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（経費負担）

第4条 支援協力は、原則として無償で行うものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室、乙においては静岡県環境整備事業協同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

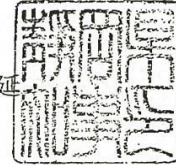
(適用)

第7条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月31日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉 延



(乙) 静岡県環境整備事業協同組合
理事長 山本 弥 之



災害時における応急対策業務に関する協定書

西伊豆町長（以下「甲」という。）と西伊豆建設組合長（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、漁港等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、西伊豆町地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合またはそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な町民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく西伊豆町災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる組合員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量をとりまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域・災害情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実状を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分化した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲はあらかじめ協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被災状況を調査する地域とし、甲はあらかじめ災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

（被災状況の報告）

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施工者）

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な個所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定することができる。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

【西伊豆防】

資料編

(出勤要請)

第7条 甲は施工者に対し出勤要請書により出勤を要請することができる。

- 2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出勤要請書を交わすものとする。出勤要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年8月31日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成18年8月30日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年8月31日

(甲) 賀茂郡西伊豆町長 藤井 安彦

(乙) 西伊豆建設組合長 鈴木 武

【西伊豆防】

災害時における応急対策業務に関する協定書

西伊豆町長（以下「甲」という。）と賀茂地区建設業組合長（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、漁港等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、西伊豆町地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合またはそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な町民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく西伊豆町災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる組合員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。
2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量をとりまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域・災害情報収集区域）

第4条 甲は、地域の実状を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分化した被災情報収集区域に分割するものとする。
2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲はあらかじめ協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。
3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被災状況を調査する地域とし、甲はあらかじめ災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

（被災状況の報告）

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。
2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施工者）

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な個所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定することができる。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

【西伊豆防】

資料編

(出勤要請)

第7条 甲は施工者に対し出勤要請書により出勤を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出勤要請書を交わすものとする。出勤要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年8月31日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成18年8月30日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年8月31日

(甲) 静岡県賀茂郡西伊豆町長 藤井 安彦

(乙) 賀茂地区建設業組合長 水口 元之

【西伊豆防】

西伊豆町水道災害等における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常濁水等(以下「地震等」という。)による水道災害又はそのおそれがある場合の防災応急対策において、西伊豆町長(以下「町長」という。)が、速やかな給水並びに復旧等ができるよう、西伊豆町管工事工業組合長(以下「組合長」という。)に対して行う応援活動について、必要な事項を定める。

(応援要請)

第2条 町長は、西伊豆町内に地震等により水道施設に被害が発生し、緊急の復旧を必要とする場合又はそのおそれがある場合の防災応急対策として、組合長に対し応援活動を要請することができる。

2 応援要請するときの連絡窓口は、企業課長が行うものとする。

3 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電信電話等により行い、後日、正式書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況と今後想定される事態
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする人員及び作業内容
- (4) 応援の場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援協力)

第3条 組合長は、前条の要請があったときは全面的に協力するものとする。また、応援要請の有無にかかわらず、緊急の場合は、必要な応援措置を行うものとする。

2 組合長は、災害時の応援協力態勢として、組合加盟業者が保有する資機材等を取りまとめ、毎年4月末日までに町長に提出するものとする。

3 業者は、前項の資機材等について、その内容に30%以上の変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(応援内容)

第4条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第5条 組合長から派遣要請を受けた組合員は、直ちに応援体制を整え町長からの応援要請に協力しなければならない。

2 組合長は、応援要員を派遣するとき、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、カメラ等の応援活動に必要な資機材を携帯させるものとする。

【西伊豆防】

資料編

(応援要員の受入)

第6条 応援要員の活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、町長は集合場所、作業内容等を指示するものとする。

(復旧工事等の実施)

第7条 派遣応援要員は、町長の指示に従って作業に従事するものとする。

2 派遣応援要員は、作業に従事するときは西伊豆町名を表示した腕章等を着用するものとする。

3 施工者は、復旧工事等の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するとともに、報告書を町長に提出するものとする。

(労働災害等)

第8条 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

2 応援作業中に生じた事故により、第三者に損害を与えた場合の賠償は、町長が負担するものとする。

(費用負担)

第9条 この協定書に基づく応援に要する費用は、法令又はその他特段の定めがあるもの並びに応援要員に係わる人件費を除くほか、原則として町長が負担するものとする。

(雑則)

第10条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、その都度、双方協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成17年9月1日から適用する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、双方共署名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

平成17年9月1日

静岡県賀茂郡西伊豆町長 藤井 安彦

西伊豆町管工事工業組合長 松江 弘樹

【西伊豆防】

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、この協定を締結した市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町独自では十分な応急措置が実施できないときに、当該市町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(要請の種類)

第3条 要請の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (2) 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあっせん及び提供
- (3) 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 市町が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号に掲げる収容を要する被災者の状況及び人員
- (3) 前条第2号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 前条第3号に掲げるものの職種、職種別人員及び派遣期間
- (5) 全各号に掲げるもののほか必要な事項

【西伊豆防】

(実施)

第5条 応援を要請された市町は、できる限りこれに応じ、応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）の住民等の生命の安全確保に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、要請市町が負担するものとする。

2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援した市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡会の開催及び資料の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回以上、関係市町の連絡のための会を開催して、状況等の報告をするとともに、地域防災計画やその他参考資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町が協議して別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年12月27日から適用する。

附 則

この協定は、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この協定は、平成17年 4月 1日から適用する。

【西伊豆防】

仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項

仮置場は、被災後に初めて検討し、設置するのではなく、あらかじめ災害廃棄物処理計画策定時に候補地や配置、必要面積を検討し、災害発生時にスムーズな運用が行えるようにしておく必要がある。また、候補地の選定にあたっては、必要に応じて地元住民との事前調整を行うことが望ましい。

なお、仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項の詳細については、「廃棄物分別・処理実務マニュアル」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）で詳しく記述されているため参照のこと。

■仮置場の選定および配置計画のポイント

仮置場の選定および配置計画にあたってのポイントは、次のとおりである。

表 仮置場の選定および配置計画にあたってのポイント

対象	ポイント
仮置場全般 (一時的な保管や一部、破碎処理等を行う仮置場から、機械選別や焼却処理まで行う仮置場)	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地は、以下の点を考慮して選定する。 <ol style="list-style-type: none"> ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等 ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 ・都市計画法第 6 条に基づく調査（いわゆる「6 条調査」）で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。 ・仮置場の候補地については、可能であれば土壤汚染の有無等を事前に把握する。 ・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。 ・津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地）の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。 ・二次災害のおそれのない場所が望ましい。
一時的な保管や一部、破碎処理等を行う仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者が避難所生活中の場合においても、被災家屋の片付けを行うことが考えられることから、速やかに設置する必要がある。 ・機械選別や焼却処理を行う仮置場等への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う必要がある。 ・発生した災害廃棄物を住民が自ら持ち込む仮置場を設置する場合は、